

香芝市消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月17日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第29号

香芝市消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市消費生活センター条例施行規則（平成28年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「相談等」を「消費生活相談」に改め、同条第1項中「相談等（消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務）」を「消費生活相談（消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第2項の消費生活相談）」に改め、同項第2号中「午後2時」を「午後3時」に改める。

第3条の見出しを「（消費生活相談の方法）」に改め、同条中「おいて相談等の対応」を「おける消費生活相談」に改める。

第4条中「消費者行政」の次に「に関する事」を加え、「課」を「課室」に改める。

第5条中「相談等」を「消費生活相談」に、「厳正公平に」を「厳正かつ公平に取り組むよう」に改める。

第6条の見出し中「相談等処理結果」を「消費生活相談」に改め、同条中「相談等」を「消費生活相談」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。